

「肥料高騰に対応した施肥改善等に関する検討会」 中間とりまとめ報告書のポイント

1 検討の経緯

- ・ 肥料原料等の輸入価格の高騰により、平成20肥料年度の国内肥料価格が大幅に上昇。平成21肥料年度の価格は一部の品目を除き値下げとなったものの、中長期的視点から、省資源型の農業生産体系への転換を図ることが重要。
- ・ このため、本検討会において、
 - ① 土壌診断に基づく施肥設計の見直しやこれに必要な減肥基準策定の推進
 - ② 地域有機資源の活用や施肥低減技術の導入等による施肥改善の推進
 - ③ 適正施肥や施肥低減技術の導入に取り組むための指導体制のあり方について検討を行い、今般、中間的に取りまとめ。

2 肥料をめぐる現状

(1) 肥料価格の動向

- ・ 肥料原料等の輸入価格は、世界的な肥料需要が増加していること、原料の供給国が限られていること等から、平成20年に急上昇し、平成20肥料年度の肥料価格は、高度化成肥料で6割上昇するなど、大幅に上昇。
- ・ その後、平成21肥料年度の肥料価格は、原料価格や海上運賃の低下等から、高度化成肥料で24%値下げしたものの、高騰前よりも多くの品目で2~3割高い状況。

(2) 経営費に占める肥料費の動向

- ・ 営農類型別の経営費に占める肥料費の割合は、最も低い水田作経営及び果樹作経営で1割未満、最も高い畑作経営でも2割未満。

(3) 我が国の農地土壌の現状及び土壌診断の状況

- ・ 有効態リン酸は、各作物いずれの土壌においても、増加傾向で推移。水田土壌の53%、北海道畑作土壌の37%で過剰蓄積している状況。
- ・ 交換性加里は、水田土壌で増加傾向の一方、普通畑土壌では横ばい傾向で推移。水田土壌の29%、北海道畑作土壌の70%で過剰蓄積している状況。
- ・ 土壌診断実施点数は微増しているものの、土壌診断結果に基づく処方箋の件数は、約1割減少。

(4) 減肥基準の策定状況

- ・ 平成21年3月現在で29県で基準を策定（うち7県は一部作物のみ基準を策定）、5県で策定中、13県は未策定。

※ 減肥基準・・・土壌診断に基づく土壌中の肥料成分に応じ、作物の収量や品質に影響を与えない範囲で、標準的な施肥量よりどの程度減らせるかを示す基準。また、たい肥等の有機物を施用する場合に、その肥料成分を考慮して減肥可能な施肥量を示す基準も、減肥基準の一態様。

(5) 施肥指導体制の現状

- ・ 普及指導員の育成については、国段階で21年度から省エネルギー・省資源対策導入支援研修を創設するなど指導を強化。
- ・ JAグループや、全国肥料商連合会が実施する施肥指導員研修は、適正施肥の指導に関する先進事例や減肥基準の内容を習得するカリキュラムとは異なる傾向。
- ・ 普及部局と関係機関が連携し、土壌診断の増加や施肥指導の強化に戦略的かつ計画的に対応できる体制は、28県で整備。

3 作物別にみた施肥の現状と課題

- ・ 各作物ごとに、土壌や施肥の実態、土壌診断の現状、施肥低減指導の推進や施肥低減技術の導入・普及に向けた課題等を分析。

4 今後の対応方向

(1) 土壌診断に基づく施肥設計の見直しやこれに必要な減肥基準策定の推進

① 土壌診断に基づく施肥設計の見直しの推進

- ・ 農業者が定期的に土壌診断を実施し、それに基づいて施肥設計の見直しを行うよう、普及啓発を強化。
- ・ その際、広域的な土壌分析機関を整備し、効率的な土壌診断が実施できる体制を構築する必要。
- ・ 併せて、可給態養分の分析方法の改良等を進める必要。

② 農業者段階での減肥の実践

- ・ 農業者における施肥改善が実際に図られるよう、①土壌中の肥料成分に応じて施肥量を減らしても収量や品質等に影響がないことを納得してもらうための実証展示ほを設置、②農業者の施肥情報を利用し、指導機関が処方箋をより具体的でわかりやすいものに改善、③施肥低減事例をデータベース化し、幅広く農業者に提供する取組を推進。
- ・ 栽培ごよみについて、減肥基準や地域の土壌診断結果を踏まえた施肥量を掲載するよう見直すとともに、JA以外の供給も含めた一層の低成分肥料銘柄等の供給体制の整備が必要。

③ 減肥基準の策定・更新の推進

- ・ 先進県の基準やデータを活用した暫定的な減肥基準を策定し、速やかに全国的に適正施肥を推進。
- ・ 継続的な適正施肥により肥料成分の過剰蓄積の状況が変化した場合に適切に基準を更新できるよう、農地土壌の長期モニタリング体制を構築。

④ その他

- ・ 水質保全の観点から、特に閉鎖系の集水域においては、窒素だけでなく、リン酸についても施肥低減の取組を推進。

(2) 地域有機資源の活用や施肥低減技術の導入等による施肥改善の推進

① たい肥、未利用・低利用資源の活用

- ・ たい肥等の未利用・低利用の有機資源の活用が施肥低減に有用であり、たい肥に含まれる肥料成分を考慮した施肥低減の取組を推進することが重要。
- ・ たい肥施用に労力がかかり、品質や肥効が均一でないなどの課題があることから、散布体制の整備、たい肥のペレット化やたい肥の生産方法に関する研修などにより、一層の耕畜連携を促進。
- ・ 下水汚泥からのリン酸回収・利用技術を普及・定着を図るとともに、肥料活用のための試験研究や導入実証が必要。

② 緑肥作物の利用

- ・ 緑肥は、肥料成分の再利用やほ場外への流出防止、土壌の生物性・物理性改善、土壌浸食の防止等の効果があり、適切な作物や導入時期を選択しつつ、緑肥の導入を促進することが重要。

③ 施肥低減技術の導入・開発

- ・ リン酸・加里成分を大幅に引き下げたL字型肥料等の低成分肥料や肥効調節型肥料の利用等の施肥低減技術の導入を加速化。
- ・ このため、各ブロックや作物ごとに、技術実証ほの設置、技術導入マニュアルの作成など、関係機関が連携した取組を進める必要。
- ・ 併せて、施肥低減技術の高度化と新たな技術開発を推進。

(3) 適正施肥や施肥低減技術の導入に取り組むための指導體制のあり方

① 農業者に対する施肥指導體制の再構築

- ・ 地域の減肥指導の強化に当たっては、例えば、都道府県段階で関係機関が構成員となる協議会等の体制を整備し、関係者の連携のあり方、役割分担を明確化するとともに、①施肥指導方針の検討、②相談窓口の設置・施肥改善に関する情報提供、③栽培ごよみの見直し等に各構成員が連携して取り組む等、指導體制を強化。
- ・ 併せて、広域的な土壌診断施設の充実や施肥指導ソフトの開発により、施肥指導者が指導に集中できる環境を整備。
- ・ 全国段階で、施肥改善に関するデータベースを整備するとともに、将来的には、施肥低減技術の一元的参照や指導者間の情報交換を可能とするポータルサイトを設置。

② 指導的役割を担う人材育成の推進

- ・ 土壌や施肥の実態に応じて適切な施肥指導を行いうる人材を全国的かつ効率的に育成するため、指導に必要な知識を網羅した汎用性の高い教材を作成する必要。
- ・ 国、都道府県、民間事業者等が実施する研修等のカリキュラムを見直し、施肥低減技術や減肥基準等を組み込む必要。
- ・ 将来的には、農業者にとって信頼できる指導者であることが明らかになるよう、専門的指導者の資格制度を創設。